

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人 川原福祉会
幼保連携型認定こども園
くるみこども園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」になります。具体的な額をお知りになりたい方は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39条）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。
（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。）

令和4年度の公定価格の額

(各月毎の1人当たりの公定価格の額)

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教育認定子ども (1号認定子ども)		4歳以上児	294,010	289,820	294,010	289,820	227,070	227,070
		3歳児	311,170	306,980	311,170	306,980	244,230	244,230
		満3歳児	311,170	306,980	311,170	306,980	244,230	295,900
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間	4歳以上児	41,010	36,820	41,010	36,820	36,870	36,860
	短時間		37,770	33,580	37,770	33,580	33,630	33,620
	標準時間	3歳児	57,790	53,600	57,790	53,600	53,650	53,640
	短時間		54,550	50,360	54,550	50,360	50,410	50,400
	標準時間	1,2歳児	111,820	111,820	111,820	111,820	111,870	111,860
	短時間		108,770	108,770	108,770	108,820	108,820	108,810
	標準時間	乳児	195,920	195,920	195,920	195,920	195,970	195,960
	短時間		192,870	192,870	192,870	192,870	192,920	192,910
認定区分		年齢区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)		4歳以上児	229,790	229,790	205,470	205,470	205,470	212,420
		3歳児	246,950	246,950	222,630	222,630	222,630	229,580
		満3歳児	298,620	298,620	274,300	274,300	274,300	281,250
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間	4歳以上児	38,870	38,890	38,900	38,890	38,900	38,670
	短時間		35,630	35,650	35,660	35,650	35,660	35,430
	標準時間	3歳児	55,650	55,670	55,680	55,670	55,680	55,450
	短時間		52,410	52,430	52,440	52,430	52,440	52,210
	標準時間	1,2歳児	113,870	113,890	113,900	113,890	113,900	113,670
	短時間		110,820	110,840	110,850	110,840	110,850	110,620
	標準時間	乳児	197,970	197,990	198,000	197,990	198,000	197,770
	短時間		194,920	194,940	194,950	194,940	194,950	194,720